

上司である看護部長の責任の有無

1. はじめに

ベッドからの転落事故について、担当看護師の上司である看護部長の責任の有無について判断した珍しい事案を紹介します。

2. 事案

Aさん（81歳の女性）は、平成21年、症候性てんかんによる重積発作により救急搬送されCCUに入院しました。6日後の昼食の介助をした看護師は、ベッド柵のうち下半身側の両側の柵を半分下げた状態で病室を離れたところ、Aさんはベッドから転落して左脛骨骨折・頭部外傷の怪我を負い、その5ヶ月後に亡くなりました。

Aの相続人であるX（現役の医師）は、病院に対して10万円の、看護師の上司である看護部長に対して160万円の賠償を求めて訴訟提起しました。看護部長の責任根拠としては、事故対策委員会の委員でもあるのに転落防止策の策定に^{*}け怠があった、また、看護部長として病院にかわり看護師を監督する立場にあったので責任を負うべきであると主張しました。

※け怠：法律において実施すべき行為を行わずに放置すること

3. 裁判所の判断

裁判所は次のように判断しました。この病院は、転倒・転落事故防止マニュアルを策定しており、そこには食事介助時の体位、ベッド柵の状況等が定められているが、担当看護師は処置

後にベッド柵を元に戻さなかった等の過失があるとして責任を認め、病院は担当看護師の使用者として責任を負うべきであるとして10万円の賠償を命じました。

他方、上司である看護部長の責任については、個々の看護師は少なくとも療養上の世話については医師や他の看護師から個別の指示がなくても主体的に業務を行うことができることから、看護部長といえども個々の看護師の具体的な看護業務について指導監督する立場にはないと述べて賠償責任を否定しました（東京地裁平成27年1月27日判決）。

4. まとめ

本件は、医師である原告が、担当看護師ではなく上司である看護部長と病院とを被告として訴訟を提起した事案です。この病院は医療安全のために各種委員会を作り、マニュアル等を策定していました。裁判所は、このような具体的対策を評価しますので、日常的な医療安全対策を行うことが肝要です。勿論、策定したマニュアルを実践することがもっと大事なことは言うまでもありません。



松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないとは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号日進センタービル7階 電話：043-225-5242